

届出が必要な特定施設（騒音、振動） 【騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例】

施設名		騒音		振動	
		騒音規制法	条例	振動規制法	条例
金属加工機械	圧延機械（定格出力の合計 22.5kW 以上）	○	△	×	○*
	製管機械	○	△	×	○*
	ベンディングマシン（ロール式で定格出力 3.75kW 以上）	○	△	×	△
	液圧プレス（矯正プレスを除く）	○	△	○	△
	機械プレス	○（呼び加圧能力 294kN 以上）	△	○	△
	せん断機	○（定格出力 3.75kW 以上）	△	○（定格出力 1kW 以上）	△
	鍛造機	○	△	○	△
	ワイヤーフォーミングマシン	○	△	○（定格出力 37.5kW 以上）	△
	プラスト（タンブラスト以外、密閉式を除く）	○	△	×	△
	タンブラー	○	△	×	△
	工作機械（自動旋盤、ボール盤、中ぐり盤、平削盤、型削盤、フライス盤、歯切盤又はラジアル盤で、同一建物に 5 台以上設置するものに限る）	×	○*	×	△
	切断機（といしを用いるものに限る）	○	△	×	△
空気圧縮機（定格出力 7.5kW 以上）	○	△	○	△	
送風機（定格出力 7.5kW 以上）	○	△	×	△	
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機（定格出力 7.5kW 以上）	○	△	○	△	
織機（原動機を用いるものに限る）	○	△	○	△	
コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き混練容量 0.45m ³ 以上）	○	△	×	△	
アスファルトプラント（混練重量 200kg 以上）	○	△	×	△	
コンクリートブロックマシン（コンクリートブロックの製造機）	×	○*	○（定格出力の合計 2.95kW 以上）	△	
コンクリート管の製造機械	×	○*	○（定格出力の合計 10kW 以上）	△	
コンクリート柱の製造機械	×	○*	○（定格出力の合計 10kW 以上）	△	
穀物用製粉機（ロール式で定格出力が 7.5kW 以上）	○	△	×	△	
木材加工機械	ドラムバーカー	○	△	○	△
	チップパー	○（定格出力 2.25kW 以上）	△	○（定格出力 2.2kW 以上）	△
	碎木機	○	△	×	△
	帯のご盤（製材用は定格出力 15kW 以上、木工用は定格出力 2.25kW 以上）	○	△	×	△
機械	丸のご盤（製材用は定格出力 15kW 以上、木工用は定格出力 2.25kW 以上）	○	△	×	△
	かなな盤（定格出力 2.25kW 以上）	○	△	×	△
抄紙機	○	△	×	△	
印刷機械	○（原動機を用いるものに限る）	△	○（定格出力 2.2kW 以上）	△	
ゴム練用又は合成樹脂用のロール機（カレンダーロール機以外で定格出力 30kW 以上）	×	△	○	△	
合成樹脂用射出成形機	○	△	○	△	
鋳造型機（ジョルト式のものに限る）	○	△	○	△	
工業用ミシン及びメリヤス編機（同一建物に 10 台以上設置するものに限る）	×	○*	×	△	
打貫機（定格出力 3.75kW 以上）	×	○*	×	○*	
コルゲートマシン	×	○*	×	△	
キューボラ	×	○*	×	△	
研磨機（定格出力 3.75kW 以上）	×	○*	×	△	
天井走行クレーン、門型走行クレーン	×	○*	×	△	
ロータリーキルン	×	○*	×	△	
クーリングタワー（定格出力 3.75kW 以上）	×	○*	×	△	
染色機械（定格出力 15kW 以上）	×	○*	×	△	
幅出機械（定格出力 15kW 以上）	×	○*	×	△	
風力発電施設（出力 20kW 以上）	×	○*	×	△	

※騒音（振動）規制法に基づく特定施設を設置する工場・事業場に、条例に基づく騒音（振動）に係る特定施設を設置する場合は、条例の届出は不要